

平成27年度海津市総合教育会議第1回議事録

1 開催日及び時刻

平成27年6月2日（火）午後1時から午後2時10分

2 出席者の氏名

海津市長 松永清彦
海津市教育委員会教育委員長 森 圭子
海津市教育委員会教育委員 大橋 利
海津市教育委員会教育委員 近藤昇司
海津市教育委員会教育委員 曾根みはる
海津市教育委員会教育長 横井信雄

3 調査、説明等のために出席した者の氏名

総務部長 服部尚美
総務部総務課長 寺村典久
総務部企画財政課長 白木法久
教育委員会事務局事務局長 伊藤精治
教育委員会事務局事務局次長 石原義雄
教育委員会事務局事務局次長 菱田一義
教育委員会事務局教育総務課長 伊藤尚幸
教育委員会事務局学校給食センター所長 加賀慎治
教育委員会事務局学校教育課長 日比修二
教育委員会事務局こども課長 松岡由起
教育委員会事務局社会教育課長 伊藤一人
教育委員会事務局図書館・歴史民俗資料館館長 金森健吉
書記：教育委員会事務局教育総務課 戸島澄子
傍聴者：なし

4 議 題

- (1) 海津市総合教育会議の設置について
- (2) 海津市総合教育会議の運営に関する内規の制定について
- (3) 海津市総合教育会議の傍聴に関する内規の制定について
- (4) 海津市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について

5 協議の概要

開会 13:00

発言者	発言内容
伊藤教育総務課長	<p>皆さん、こんにちは。本日は、大変、お忙しいところ、平成27年度海津市総合教育会議第1回会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が本年4月1日に改正され、第1条の4に新たに総合教育会議の項が追加され開催するもので、のちほど議題1で詳しく説明させていただきます。</p> <p>私、本日の司会を務めさせていただきます、教育委員会教育総務課の伊藤でございます。よろしくお願いたします。会議の開会に先立ちまして、皆様方にご了解賜りたいと存じます。本日の会議の傍聴につきましては、この会議で内規を制定していただくことになっておりますが、公開を原則とする傍聴内規の趣旨にのっとり、傍聴者席を設けておりますので、ご了承いただきたいと存じます。現時点では、まだございません。</p> <p>それでは、はじめに、松永市長より、ごあいさつ申し上げます。</p>
松永市長	<p>平素から教育行政に力を注いでいただき感謝申し上げます。教育総務課長が申しあげましたように、国の法律改正により行政、教育委員会の開かれた組織として、教育の健全育成に向かおうと言うことだと思えます。今までも海津市は行政と教育委員会がしっかりタイアップしてやっているが、新たにできた組織がうまく機能するようにしていかななくてはならないので、それぞれの思いを出し合いながら進めていけたらいいと考えています。海津市総合教育会議第1回会議をご検討いただきたいのでよろしくお願いいたします。</p>
伊藤教育総務課長	<p>次に、次第の3「出席者の紹介」に移らせていただきます。お手元の会議資料の1ページに、「平成27年度海津市総合教育会議名簿」をつけさせていただいております。構成員は海津市長と教育委員会委員の6名。事務局は、首長が総合教育会議を設け、召集するとしていることに鑑み、首長部局で行うことが原則となっておりますが、各地方公共団体の実情に応じて、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることも可能となっており、海津市では教育委員会事務局が担当いたしますので、教育委員会事務局課長と、首長部局より総務部長、総務課長、企画財政課長にも総合教育会議の事務局職員となっていただい</p>

発言者	発言内容
	<p>ております。</p> <p>次に、次第の4「議題」に移らせていただきます。これより進行につきましては、松永市長にお願いいたします。</p>
松永市長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、議題の(1)「海津市総合教育会議の設置について」を事務局から説明をお願いします。</p>
伊藤教育総務課長	<p>それでは、議題の(1)「海津市総合教育会議の設置について」ご説明させていただきます。このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されました。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものでございます。教育委員会制度改正のイメージでございますが、現行制度では、首長が教育委員を任命し、教育委員会が教育長を任命しておりますが、横井教育長の任期が7月15日までとなっておりますので、7月16日以降は首長が教育委員とともに、教育長を直接任命することになります。また、首長と教育委員会で構成する総合教育会議を新たに設置し、教育行政の基本方針を首長主導で協議してまいります。2の総合教育会議について、(1)の会議の設置、構成員等につきましては、①首長が総合教育会議を設置し、②総合教育会議は、首長と教育委員会が構成員となっております。(2)の会議における主な協議・調整事項につきましては、①教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の策定に関する協議の大綱の策定に関する協議でございます。大綱は議題(4)において協議をお願いします。</p> <p>②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議でございます。③児童、生徒等の生命又は身体に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議でございます。(3)の調整の結果の尊重義務につきましては、会議において調整が行われた事項については、その調整結果を尊重しなければならないとされています。(4)の会議の公開と議事録の作成及び公表につきましては、会議は原則公開とし、議事録の作成及び公表に努めなければならないとされています。(5)のその他では、総合教</p>

発言者	発言内容
	<p>育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議において定めるとして います。こうした改正を踏まえ、3の海津市の総合教育会議の設置につ きましては、市長と教育委員会からなる「海津市総合教育会議」を設置 し、大綱の策定をはじめ、重点的に講ずべき施策等について協議、調整 を行います。4の根拠法令では、このたび改正のありました、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第1条の4を掲載しておりますので、お 目通しいただきたいと存じます。</p>
松永市長	<p>ただいま、資料のご説明をさせていただきましたが、これにつきまして て、ご意見やご質問があればお願いいたします。</p> <p>3ページの(2)会議における主な協議・調整事項にある①②③の項目 の発生後の対応がオープンでないという印象があるので、この会議が設 置されたと思うのでご理解いただけますか。</p> <p><異議なしの声></p> <p>議題の(1)「海津市総合教育会議の設置について」は承認されました。 次に、議題の(2)「海津市総合教育会議の運営に関する内規の制定につ いて」を事務局から説明をお願いします。</p>
伊藤教育総務 課長	<p>議題の2「海津市総合教育会議の運営に関する内規の制定について」 ご説明させていただきます。さきほどご説明させていただきましたとお り、本年度から総合教育会議を設置することとなりました。本日が初め ての会議の開催となりますので、その運営方法を定めるものでございま す。第1条では、海津市総合教育会議の運営について必要な事項を定め ることを目的とする、としております。第2条の会議の招集では、あら かじめ会議開催の日時、場所及び会議において協議すべき事項を教育委 員に通知しなければならない、としております。以降、第3条では、会 議の主宰について、第4条では、会議の順序について、第5条では、発言 の制止等について、第6条では、採決の宣言について、第7条では、会議 を公開しない場合の手続について、第8条では、会議の傍聴について、 第9条では、議事録について、第10条では、議事録の記載事項について、 第11条では、事務局について、第12条では、その他について、それぞれ 定めております。内規の施行期日は、本日からでございます。</p>
松永市長	<p>議題の(2)「海津市総合教育会議の運営に関する内規の制定について」 のご説明をさせていただきましたが、これにつきまして、ご意見やご質 問があればお願いいたします。</p>

発言者	発言内容
森教育委員長	5ページの5に総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。とありますが内規に含めなくて良いでしょうか。
伊藤教育総務課長	内規に盛り込むように修正させていただきます。
松永 市長	<p>ありうることなので訂正します。</p> <p>他にご意見はないようなので、ただいまの森委員長さんより、ご提案があったことを盛り込んで内規としてよろしいか。</p> <p><異議なしの声></p> <p>議題の2「海津市総合教育会議の運営に関する内規の制定について」は修正して決定します。</p> <p>次に、議題の(3)「海津市総合教育会議の傍聴に関する内規の制定について」を事務局から説明をお願いします。</p>
伊藤教育総務課長	次に、議題の3「海津市総合教育会議の傍聴に関する内規の制定について」ご説明させていただきます。海津市総合教育会議の運営に関する内規第8条において、会議の傍聴に関しては、別に定める、とありますので、本内規を定めるものでございます。第1条では、海津市総合教育会議の傍聴について必要な事項を定めることを目的とする、としております。第2条では、傍聴の手續について、第3条では、傍聴の規制について、第4条では、傍聴人の心得について、第5条では、傍聴人の退場について、それぞれ定めております。内規の施行期日は、本日からでございます。教育委員会会議傍聴人規則を読み替えております。
松永市長	第3条の(3)のその他会議の秩序を乱すおそれがあると認められる者とはどうやって判断するのでしょうか。
白木企画財政課長	腕章をしたり、プラカードを持っていたりする人のことを指すのではないのでしょうか。
松永市長	そうすると、この部屋で良いのかということになるので、傍聴人席を設けて会議場との区別をする必要があると思います。
伊藤教育総務課長	傍聴人が個人であればこの部屋で対応できると思いますが、事前に申し出ていただく団体の場合はこの部屋では不都合なので今後、検討していきます。
松永市長	ただいま、議題の(3)「海津市総合教育会議の傍聴に関する内規の制

発言者	発言内容
	<p>定について」ご説明させていただきました。これにつきまして、ご意見やご質問があればお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の(3)について、承認してよろしいか。</p> <p><異議なしの声></p> <p>議題の(3)「海津市総合教育会議の傍聴に関する内規の制定について」は承認します。</p> <p>議題の(4)「海津市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について」を事務局から説明をお願いします。</p>
伊藤教育総務課長	<p>議題の(4)「海津市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について」ご説明させていただきます。1の趣旨といたしまして、地方公共団体の長は、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しております。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっています。これらを踏まえ、首長に地方公共団体における「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定を義務付けることにより、地域住民の意向の、より一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。また、改正法では、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めている場合には、首長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこととしています。本市では、平成26年3月に、教育基本法第17条第2項に規定する海津市の教育振興基本計画として、「海津市教育振興基本計画」を策定しており、この基本計画をもって、「海津市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」と定めたいと考えております。次に、2の海津市教育振興基本計画の概要につきまして、ご説明させていただきます。(1)の計画期間は平成26年度から平成30年度まで5年間としております。(2)の基本理念は、「いのち」をつなぐ教育 としております。(3)の基本的視点といたしまして、①世代をつなぐ ②地域をつなぐ ③心をつなぐ、の3つのつなぐを掲げております。(4)の基本計画では、良好な学校教育環境の整備・充実、生涯学習環境の整備・充実、青少年の健全育成、文化の振興、スポーツ活動の振興、地域間交流の推進、の6分野を基本計画として掲げております。3の根拠法令といたしまして、改正法第1条の</p>

発言者	発言内容
	3、教育基本法第17条を掲載しております。なお、別に、海津市教育振興基本計画に基づき、毎年度海津市の教育をまとめております。
松永市長	本来、新しい体制になりましたら大綱の策定を義務付けるということとなっておりますが、教育とは継続することでありますので海津市教育委員会では平成26年3月に教育振興基本計画を策定していますので、この計画を以って「海津市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」と定めていこうということですが、委員の皆さんの忌憚のないご意見をお伺いしたいと思います。
近藤教育委員	平成26年3月に策定した教育振興基本計画を大綱とすることに賛成します。
松永市長	こういったものは、ころころ変わるものではないので、良いものであれば継続していけば良いと思っています。
森教育委員長	平成26年3月に策定した教育振興基本計画は2年目になっているので、今まで進めてきた施策を引き続き進めていただくことが教育委員の総意であると思いますので大綱としてお認めいただければよいことだと思います。
大橋教育委員	私も異議はありません。この、計画の策定につきましては色々と検討を重ねたものでありますのでそのまま大綱としていただくことがありがたいと思います。
曾根教育委員	各教育委員会の課長さん方を中心にまとめていただいた教育振興基本計画なので、これが地域の保護者や子どもに伝われば人口の増加にもつながるのではないかと期待を持って進めていただきたいと思います。
松永市長	<p>今の曾根委員の言葉にあるように、父兄は「いのちをつなぐ教育」を知らないのではないのでしょうか。世代をつなぐ、地域をつなぐ、心をつなぐことについて1年間やったことを検証していくことが、曾根委員さんのご意見に答えることだと思います。</p> <p>議題の(4)「海津市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について」を承認してよろしいか。</p> <p><異議なしの声></p> <p>議題の(4)「海津市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について」は承認します。</p>
伊藤教育総務	次第の5「その他」でございますが、全体を通じて、何かございませ

発言者	発言内容
課長	たら、ご発言をお願いいたします。
近藤教育委員	平成26年度の出生数が一気に60人減少してしまい、今後2,3年の間の様子を見ていかないといけないと思っていますが、次回の計画を吟味する時期に来ているのではないかと思います。小中学校もだが、幼児教育に値する保育園、幼稚園は私立7園と公立7園が運営している状況で、14園で168人となると見直す必要があるのではないかと、今年になって強く感じるようになってきました。
松永市長	委員さんがおっしゃるとおり、この2,3年の様子を見ていく必要がありますね。
森教育委員長	第1回の総合教育会議は大綱の制定とか、基本的なことを協議したが、予算の編成などの調整が必要な場合にもこの会議は開催される予定でしょうか。
伊藤教育総務課長	教育委員さん方は学校訪問で感じられた施設の要望箇所などを市長さんに協議していくために予算前に要望したいというご意見があれば開催を求めて行っていきます。そのことは3ページの(2)会議における主な協議・調整事項②にあります。何回開催するかは決まっていないが個人的には年3,4回ぐらい開催したいと思っています。
大橋教育委員	学校訪問でスタンダードという言葉が出てくるが、スタンダードの教職員の帰る時間が遅くなってきているようなので早く下校できるようなことを考えたほうが良いのではないかと感じて帰ってきました。
松永市長	教育委員会で、ぜひ指導してあげてください。
近藤教育委員	事務の減量を図り、児童・生徒と向き合う時間の確保が先生の願いとして教育振興基本計画のアンケート調査で、あがってきているので、県費で事務職員がいるが事務処理専門の人を雇えば教職員の事務量の削減はできるものではないでしょうか。
横井教育長	いくら人を増員しても、それは難しいと思います。教員の定数を増やさないと解消は難しいと思います。一人の職員が持つ事務時間数が多すぎるので授業の準備に時間を割かれて事務的なことは放課後することになってしまっています。
松永市長	それは学校の先生方が解決していただかないと、我々が何かできることはないと思います。
横井教育長	例えば海津の小学校の生徒指導主事は担任を持ちながらやっている。生徒指導主事は全校の児童を見ながら健全育成のために提案をしてい

発言者	発言内容
	<p>るが、その時間が作れないのが現状になっているので、生徒指導主事をフリーで確保できるとずいぶん変わってくるような気がします。それに加えて、長期休暇の職員がいると、そこに教務主任を割り当てると授業時間中には職員室が空になってしまうことになってくる。生徒数が多い学校と少ない学校は当然、教員の人数に差はあるが同じ仕事をしなくてはいけなくなるので、小さい学校への職員配当の基準を考えていただくと良いと思っています。</p>
近藤教育委員	それは、文科省や県教委に要望していくしかないでしょうね。
横井教育長	市町によっては市費で余分に講師をくださいと要望するところもあります。
松永市長	<p>色々なことを考えてやっていかないといけないと思っています。</p> <p>日新中学校の校長先生が修学旅行で新宿へ行くというお話がありました。</p>
横井教育長	市内のすべての中学生が修学旅行で行くことになっています。
伊藤教育総務課長	<p>それではこれで議事を終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。本日は、ご出席賜り、誠にありがとうございました。</p>

閉会 14 : 10